

10月から幼児教育・保育の無償化がスタートします

○無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※幼児教育・保育無償化の範囲は、ファミリーサポートセンター事業とは別に利用している施設の種別により、対象・対象外が異なりますので、下表をご覧ください。

※無償化の対象は預かり料です。送迎費、交通費、食費は無償化対象外となります。

年齢・世帯状況	利用している施設・事業	ファミリーサポートセンター事業を利用した際の利用料が無償となるかどうか	宝塚市ファミリーサポートセンター助成事業との関係は
3～5歳児	ファミリーサポートセンター事業 認可外保育施設 病児保育事業、保育所一時預かり事業	対象（上限37,000円） ただし、認可外保育施設、病児保育事業、保育所一時預かり事業（以下「認可外等保育施設等」という。）を複数利用した場合は、すべての施設の保育料を合算し、上限37,000円まで無償化の対象となります。	○左記対象のうち、助成対象者※2 利用料金は当該事業を優先（10時間上限）して助成し、それを超えた額を無償化として給付。 ○左記対象外のうち、助成対象者※2 無償化の対象外である施設等の送迎費は助成の対象（10時間上限）として助成。 ○無償化の対象外で、助成対象者※2 従前どおり、利用料（10時間上限）を助成
	・認可保育所 ・認定こども園（保育部分） ・指定保育所 ・企業主導型保育事業	対象外 ファミリーサポートセンター事業利用料は無償化の対象になりません。	
	・下記の幼稚園以外の市内の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）	対象外※1 ファミリーサポートセンター事業利用料は無償化の対象になりません。	
	・生成幼稚園、宝塚武庫山幼稚園、ルンビニ学園幼稚園、宝塚南口幼稚園、認定こども園逆瀬川幼稚園	対象（上限11,300円※1） 幼稚園の基本料とは別に、ファミリーサポートセンター事業利用料や認可外保育施設等の保育料が無償化の対象となります。無償化対象額の上限が、左記幼稚園等の「預かり保育料」と合算して上限11,300円までとなります。	
	・市外の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）	施設へお問合せください※1	
0～2歳児の非課税世帯	ファミリーサポートセンター事業 認可外保育施設 病児保育事業、保育所一時預かり事業	対象（上限42,000円） ただし、認可外等保育施設等を複数利用した場合は、すべての施設の保育料を合算し、上限42,000円まで無償化の対象となります。	◆上記に関するお問合せ・請求先 担当： <u>子ども家庭支援センター</u> 宝塚市売布東の町12-8 電話： <u>0797(85)3862</u> ◆上記以外の無償化に関するお問合せ・請求先 担当： <u>保育事業課</u> 宝塚市東洋町1-1 電話： <u>0797(77)2037</u>
	・認可保育所 ・認定こども園（保育部分） ・指定保育所 ・小規模保育事業 ・企業主導型保育事業	対象外 ファミリーサポートセンター事業利用料は無償化の対象になりません。	

※1 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）が実施する平日の預かり保育等の提供時間が8時間未満の場合又は年間開所日数が200日未満の場合、認可外保育施設等と併用も無償化の対象となります。なお、併用する場合の無償化対象額の上限は3～5歳児は11,300円、0～2歳児の非課税世帯は16,300円です。

※2 ファミリーサポートセンター助成事業の対象者は、生活保護・児童扶養手当受給・市民税非課税世帯です。

ファミサポの事務の流れについて

- 助成金ありの人** 子ども家庭支援センター(フレミラ)で受付。
 一時や認可外ある人も。助成決定後書類を保育事業課へ回送。
 ひとり親の生保・非課税世帯、児童扶養手当受給者。10時間分まで助成金が出る。
 助成金は37,000円から除く。助成額は領収証にわかるようにしてくれる。
 ※認可保育所等の利用者で送迎(無償化の対象外)に係る利用料は、助成金として交付する。
 従前ど
 おり子ども家庭支援センターへ請求する。
- 助成金なしの人** 保育事業課で受付
 ※ただし、直接、保育事業課に請求があった場合は、助成対象の有無を子ども家庭支援センター
 確認する。助成対象者の場合は、一式を子ども家庭支援センターへ回送する。

